佐賀県告示第76号

海岸保全区域の指定(昭和33年佐賀県告示第192号)の一部を次のように改正する。 令和元年9月27日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

人の代に対ける礼だの民主部がは、下点の部がである。									
改正前					改正後				
海岸法 (条第1項の規定により、海岸	海岸法(昭和31年法律第101号)第3条第1項の規定により、海岸							
保全区域を		保全区域を、次のとおり指定する。							
有明海沿		有明海沿岸							
海岸名	地区海	地先海		区域	海岸名	地区海	地先海		区域
	岸名	岸名				岸名	岸名		
略					略				
福富海岸	福富下	林太朗	起点	杵島郡福富村大字福富下分	福富海岸	福富下	林太朗	起点	杵島郡福富村大字福富下分
	分地区	搦地先		2040番地		分地区	搦地先		2040番地
	海岸	海岸				海岸	海岸		
		林源搦	終点	<i>II</i>			林源搦	終点	"
		<i>II</i>		1893番地の 2			<i>"</i>		1893番地の 2
			延長	1,174米				延長	1,174米
		朝日搦	区域の	堤防表護岸天端肩から直角			朝日搦	区域の	堤防表護岸天端肩から直角
		<i>II</i>	幅	に陸地の方向へ50米、水面			<i>"</i>	幅	に陸地の方向へ50米、水面
				の方向へ50米。ただし、一					の方向へ50米。ただし、一
				級河川六角川の河川区域を					級河川六角川の河川区域 <u>及</u>
				除く。					び住ノ江漁港海岸保全区域
									を除く。
略					略				